

中小企業事業主等

会員  
限定

1,000件  
以上の実績

# 労働保険 事務代行のご案内

## 労働 保険

労働者災害補償保険（労災保険）と雇用保険の総称です。労働者を一人でも雇っていただければ事業主は労働保険の加入手続きを行い、労働保険料を納付しなければなりません。

## 労災 保険

労働者が業務または通勤により負傷したり、病気にかかったり、あるいは不幸にも死亡された場合に、被災労働者や遺族を保護するために必要な給付を行います。

## 雇用 保険

労働者が失業したり、雇用の継続が困難になった場合に、労働者の生活や雇用の安定を図るとともに、再就職を促進するため必要な給付を行います。

## 委託できる事業主（中小事業主）

下松商工会議所会員（または会員となれる方）で、常時使用する労働者が次の範囲であること。

金融・保険・不動産・小売業（飲食業含）

50人以下

卸売業・サービス業

100人以下

その他の事業

300人以下

下松商工会議所 労働保険事務組合をご利用ください

労働保険事務組合とは、事業主の委託を受けて、事業主が行うべき労働保険の事務を処理することについて、厚生労働大臣の認可を受けた団体です。

下松商工会議所 労働保険事務組合 ☎0833-41-1070



## 委託できる事務範囲



- ★ 労働保険の加入手続き
- ★ 労働保険料の申告・納付
- ★ 労災保険の特別加入の申請等に関する事務
- ★ 雇用保険の被保険者に関する届出等の事務
- ★ その他労働保険についての申請・届出・報告に関する事務



## 事務委託のメリット



労働保険料の申告・納付や各種届出（雇用保険取得・喪失等）による労働保険事務の手間が大幅に削減できます。

労働保険料の額にかかわらず3回に分割納付できます。

労災保険の対象外である事業主や家族従業員等も、希望により特別加入できます。

## 年間事務手数料

従業員数	年間事務手数料
1～4人	11,800円
5～10人	18,480円
11～15人	22,440円
16人以上	1,716円 × 従業員数

- ★ 労災保険のみ成立の場合は、上記手数料の2分の1。但し、一括有期事業（建設労災）は除く。
- ★ 特別加入は、一人につき年間550円。

## 下松商工会議所の入会について

下松商工会議所労働保険事務組合に事務委託をされる場合は、下松商工会議所へのご入会が必要となります。

会 員		年会費	入会金
個人会員	個人事業者	8,000円（8口）以上	1,000円
法人会員	法人格を有する商工業者	14,000円（14口）以上	
団体会員	協同組合や商工業者等で組織する団体	8,000円（8口）以上	

※下松商工会議所規定によります